農地機構だより

～人と農地をつなぐ～　第12号

（公財）しまね農業振興公社
（農地バンク）
2019年10月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852−20−2871

農地中間管理事業の事務の簡素化

11月1日からいよいよ、はじまります！！

機構による農地の借入・転貸について、従来は市町村の集積計画と機構の配分計画が必要でした。これに加えて今回、法律が改正され市町村の集積計画のみで権利設定ができるようになります。（詳しくは下図をご覧ください）

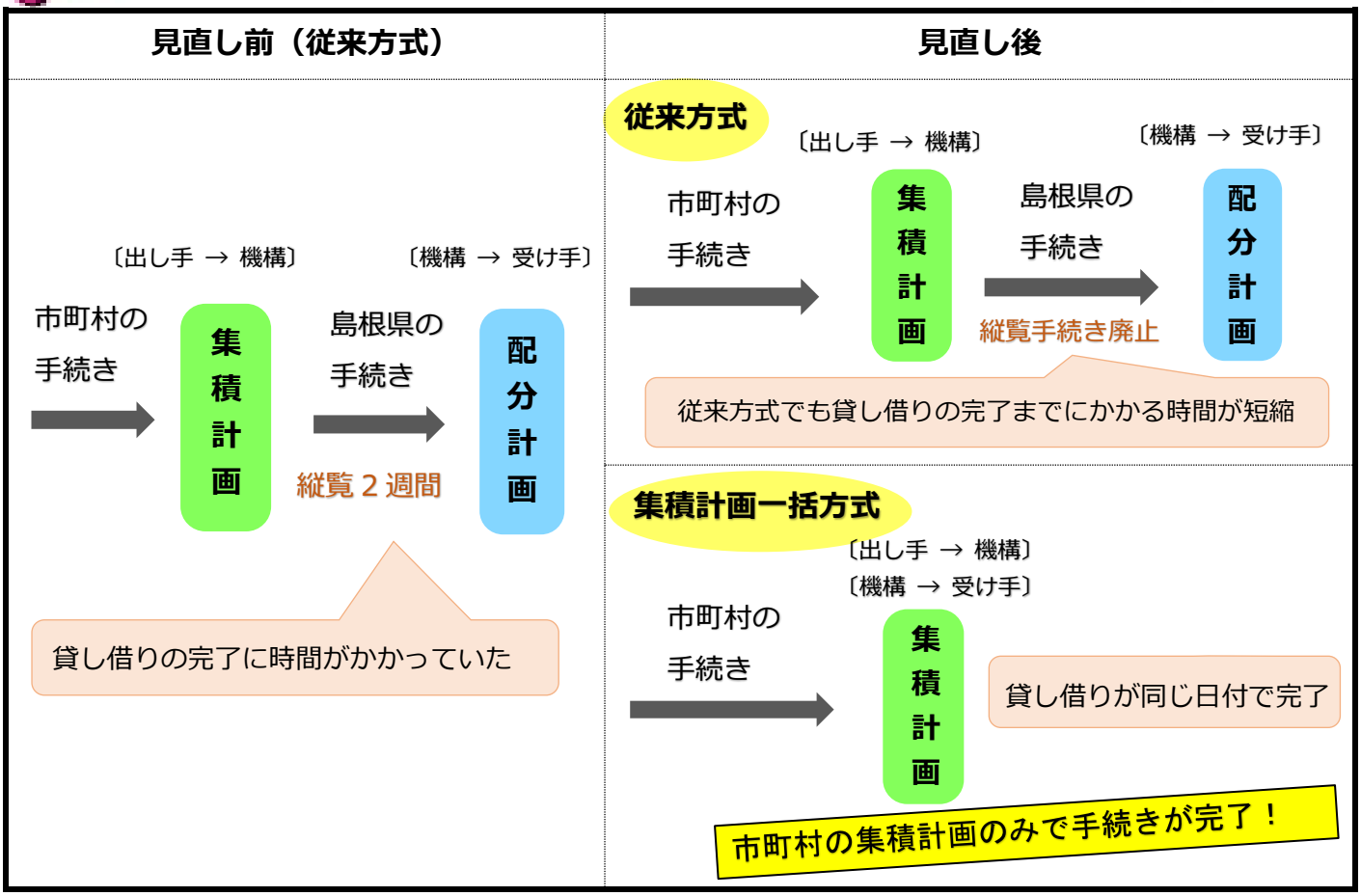

○貸し借りの手続きの方法については、貸し借りの内容や状況に応じて、関係者協議のうえ、従来の方法、新たに創設された方法のどちらかで実施をすることになります。

○取り扱いについては、今後、機構で制定している「農地中間管理事業の実施に関する規程」及び「農地中間管理事業に係る事務処理要領」に規定する予定です。

お知らせ

先般、県農業経営課が『**人・農地プランの実質化と農地の集積・集約化**』をテーマに市町村担当者や農業委員会事務局等と意見交換会を開催しました。

当公社も参加しましたので、その内容を一部お知らせします。

○農地プランの実質化についての課題、意見等

・担い手不在地域での将来方針をどうしていくか
・地域の将来像を描いて話し合いを進めてくれるリーダーの存在が鍵となる
・不在地主農地の取り扱いをどうするかが課題

○農地の集積・集約化についての取り組み状況等について

・ほ場整備、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の入植をきっかけとして利用権の設定時に農業委員、最適化推進委員が関わって進めている
・地権者からの農地を引き受けてほしいという要望に対して、受け手がいないという状況があるため進めにくい
・草刈り、水管理に係る労働力の確保、鳥獣被害によりなかなか進めにくい

県農業経営課からのコメント

これからの課題、取り組みに対して今後県としてどのように進めていくか

本県でも、特に生産条件が不利で、集積が遅れている中山間地域では、地域や農業生産維持のため、これまで以上に集積を進めていくことが必要と考えています。

このため、地域住民、市町村職員、農業委員・農地利用最適化推進委員、機構相談員等を交えて、地域の農地のあり方を、農地マップを活用しながら話し合ってもらい、国の地域集積協力金や県単の担い手集積支援金を活用してもらうことで、農地の集積・集約化を一層加速していただきたいと考えています。【農業経営課農地利用促進Ｇ　今岡ＧＬ】

編集後記

「機構だより」も今回で発刊から丸一年となる「第１２号」を迎えることができました。これまで、農業委員会の皆さまに、農地中間管理事業の制度、人・農地プランの紹介や県内各地の農地集積に係る事例などの情報をお届けしてきました。当公社と農業委員会の皆さまが少しでも近い関係になるためのお手伝いを、この「機構だより」が果たせるように努力してまいりました。まだまだ力不足のところもあり、農業委員会の皆さまにご満足いただける紙面内容になっていないと思いますが、スタッフ一同、紙面充実に一層努力してまいりますので、引き続きのご愛顧をよろしくお願いいたします。（KS）